令和８年度（2026 年度）

新エネルギー地域導入支援事業

新エネルギー設備導入支援事業費補助金

３次公募案内

公募受付予定期間：令和８年（2026 年）８月 28 日（金）まで

令和８年（2026 年）７月

北海道経済部 GX 推進局

GX 推進課

「新エネルギー設備導入支援事業費補助金」公募案内

北海道では、地域主導のエネルギー地産地消の取組を加速し、「ゼロカーボン北海道」の実現につなげていくため、地域のエネルギーと経済の地域循環により、持続可能な地域づくりに資する新エネルギー設備導入や、新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入に対して支援を行います。

その事業提案にあたって、地域が協働し、地域における効果的な事業を立案・実施していただけるよう本事業の内容や公募方法等をご案内します。

なお、補助金の交付手続き及び補助内容等の詳細は、「新エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱」をご確認願います。

【　目　次　】

１　事業内容
２　応募方法等
３　審査
４　交付申請、事業の実施、実績報告
５　Q&A
（参考）エネルギー地産地消事業化モデル支援事業（北海道補助）取組事例集

＜関連する補助要綱、提出様式等＞

（１）新エネルギー導入支援事業費補助金交付要綱

（２）事業計画提案様式

①新エネルギー設備導入支援事業計画書（別記第１号様式）

②市町村の計画等との整合性についての確認書（別記第２号様式）

※法人事業者* 等による応募の場合

（３）交付申請様式

① 補助金等交付申請書	（別記第３号様式）	
② 事業計画書	（別記第４号様式）	
③ 事業計画書	（別記第５号様式）	
④ 補助金等交付申請額算出調書	（別記第６号様式）	
⑤ 経費の配分調書	（別記第７号様式）	
⑥ 事業予算書	（別記第８号様式）	
⑦ 資金収支計画書	（別記第９号様式）	（申請者が市町村である場合を除く）
⑧ 補助金返還計画書	（別記第 10 号様式）	※該当する場合

（４）実績報告様式

① 補助事業等実績報告書	（別記第 18 号様式）
② 事業実績書	（別記第４号様式）
③ 事業実績書	（別記第５号様式）
④ 経費の配分調書	（別記第７号様式）
⑤ 補助金等精算書	（別記第 19 号様式）
⑥ 事業精算書	（別記第 20 号様式）
⑦ 処分制限財産管理台帳の写し	

法人事業者*：道内に事務所又は事業所を有する法人

１．事業内容

（１）目的

本事業は、地域主導のエネルギー地産地消の取組を加速し、「ゼロカーボン北海道」の実現につなげていくため、地域のエネルギーと経済の地域循環により、持続可能な地域づくりに資する新エネルギー設備導入や、新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入に係る事業に対し、北海道地球温暖化防止対策基金を活用して、予算の範囲内で補助するものです。

事業者の利益が配慮されている FIT/FIP 制度による売電を目的とした事業が対象の場合は、売電により得た収入の１／２に相当する額を、補助金交付額を超えない範囲内で返還していただく「収益納付」を条件とします。

また、新エネルギー設備等導入と同時に行う、電力系統に接続するための送電線の整備に対し、初期費用を支援することが可能です。その支援費用については、売電収益から補助金を返還していただくこととなりますのでご留意ください。

（２）公募対象者

⑷　市町村

⑹　市町村（複数の市町村も含む。）と法人、任意団体又はその他知事が適当と認めた者で構成された共同体（以下「市町村コンソーシアム」という。）

（ｃ）　道内に事務所又は事業所を有する法人（以下「法人事業者」という）（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。）

（ｄ）　（ｃ）の法人を含む複数事業者による共同体（以下「法人コンソーシアム」という。）

（３）公募対象事業

⑴地域の課題解決や活性化、設備を導入する地域への貢献に寄与する事業で、他の道事業に採択されたことがない以下の①、②のいずれかに該当する公共性の高い事業

①新エネルギー設備単体の導入

②新エネルギー設備及び省エネルギー設備の両方の導入

※公募対象者（ｃ）（ｄ）は、①②における設備の設計および当該設計に要する調査事業を委託する際に支払われる経費についても対象事業となります。

⑵エネルギー地産地消事業化モデル支援事業及びエネルギー地産地消事業化モデル支援事業（非常時対応型モデル）の成果の横展開を図る新エネルギー設備等の導入

上記⑴の事業であって、かつ、次の表の事業の成果の横展開を図る事業。

エネルギー地産地消事業化モデル支援事業	畜産バイオマスを核とした資源循環・エネルギー地産地消のまちづくり事業
	地熱資源を活用した「弟子屈・ジオ・エネルギー事業」
	稚内市における再エネを活用したエネルギー地産地消モデル構築
	小規模集落における独立グリッド整備とブロックチェーン技術活用による新たなエネルギー自給・地域循環モデル形成事業
エネルギー地産地消事業化モデル支援事業（非常時対応型モデル）	木質バイオマスと太陽光発電等を活用したスマート街区構築事業
	厚真町「地産地防」エネルギー６次産業化プロジェクト事業

※『エネルギー地産地消化モデル支援事業（北海道補助）取組事例集』等を参考としてください。また、公募対象者（ｃ）（ｄ）は対象外となります。

【定義】

①新エネルギー設備

北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成 12 年９月条例第 108 号）第2条第2号に定める新エネルギーに関する設備。

②省エネルギー設備

新エネルギーの導入効果を増大する、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例第２条第１号に定める省エネルギー設備の導入であって、以下の全ての事項に該当するもの。

◯新エネルギー設備の導入と合わせて省エネルギー設備を導入するもの

◯既存設備を含めたエネルギー消費量について、設備導入前と比較して、年率 10%以上の削減効果が見込まれること

◯生産設備及び事務機器以外の設備であること

◯省エネルギー設備の導入費用が、補助対象経費の１／２以内であること

※費目が一式となっている場合など、明確に区分できないものは、その費用を除いた額で省エネルギー設備の導入費用が１／２以内となること

【対象設備の例】

種　別	内　容
空調・換気設備	高効率空調機器、全熱交換換気設備、高効率温水器など
ボイラー、給湯設備	高効率給湯器・ボイラーなど
照明設備	インバータ照明、照度・人感センサー、ＬＥＤ照明など
電源	高効率トランスなど
デマンド管理	エネルギーマネジメントシステム

※国庫補助など他の財源と併用できる場合があります。活用を検討する場合は、事前にご相談ください。

※新エネルギー設備のみを導入する事業は対象ですが、新エネルギー設備の導入を伴わない省エネルギー設備のみを導入する事業は対象外です。

＜対象事業例＞

◯バイオガスプラントと高効率給湯器を同時に導入　◯太陽光発電・高効率照明・EMS の同時導入

◯温泉施設、農業施設や公共施設等への木質バイオマスボイラーの導入

◯農業用ハウスへの地中熱ヒートポンプ、地中熱交換システムの導入

◯温泉熱の農業ハウス等への利用　　◯雪氷冷熱の利用

◯オンサイト PPA モデルによる公共施設への電力供給

◯オフサイト PPA モデルによる農地での発電事業

◯新エネ VPP による地域の電力マネジメント（新電力事業）

◯工業団地等における複数工場等への新エネルギーボイラーの導入　など

（4）補助対象経費及び対象外経費

公募対象（a）(b)　市町村や市町村コンソーシアムの場合

補助対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費　など

公募対象（c）(d)　法人事業者や法人コンソーシアムの場合

補助対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、**委託費**など

事業計画の実施に要する経費は補助対象となりますが、補助対象事業のうち、次の経費は補助対

象になりません。

・賃金及び職員費(ただし、補助対象事業の実施に必要不可欠な人員等を一時的に雇用するための経費と認められるものは対象とすることができます)

・不動産の取得又は賃借に要する費用及び補償に係る費用。なお、次のものは対象可。

①不動産の賃借に要する費用は、補助対象事業の実施に必要不可欠な施設等の借上げに要する費用と認められるもの

②設備の稼働に必要不可欠で、かつ、一体的に整備され、補助対象として適切な最小限の建築物

・既存施設の撤去に要する費用（設備導入のために要する伐採工事等も含む）

・施設等の維持管理費、食糧費及び交際費、事業実施期間中の借入金利息、その他知事が不適当と認める経費（設備のリース代、中古物品の購入費など）

・発電・発熱効果の見える化に係るデジタルサイネージ等の費用

※法人事業者が実施する補助事業において、補助対象経費の中に補助対象者の自社又は資本関係にある会社からの調達分がある場合、利益等排除の対象とし、調達品の原価をもって補助対象経費とする。

（5）補助金の交付基準

補助金の事業期間、補助率及び限度額は、次の表のとおりです。

公募対象（a）(b)　市町村や市町村コンソーシアムの場合

区　分	事業期間	補助率	限度額
新エネルギー設備等の導入	単年度	補助対象経費の1/2以内	5,000万円
エネルギー地産地消事業化モデル支援事業及びエネルギー地産地消事業化モデル支援事業（非常時対応型モデル）の成果の横展開を図る新エネルギー設備等の導入	複数年度(最大２年)		１億円（複数年度(最大２年)にわたる事業は、複数年度合わせて１億円とし、各年度の上限額は5,000万円とする。）

公募対象（c）(d)　法人事業者や法人コンソーシアムの場合

区　分	事業期間	補助率	限度額
新エネルギー設備等の導入および、それに伴う設計や当該設計に要する調査業務	単年度	補助対象経費の1/2以内	5,000万円

（6）交付の仕組み

補助対象事業の内容や事業費、事業の継続性、波及効果などを記載した新エネルギー設備導入支援事業事業計画書等を提出していただき、事業の継続性、効果などについて審査を行い、事業計画を認定します。

認定後、道は、事業者から交付申請書を受理し、審査に基づき補助金の交付決定を行います。

2．応募方法

（1）提出書類

①　新エネルギー設備導入支援事業計画書（別記第１号様式）

②　補助対象事業のスケジュール（別記資料１）及び補助対象事業の経費の配分（別記資料２）

③　事業計画書を補完する参考資料（本事業計画に係る概要図等）
④　添付書類
・コンソーシアムにより申請する場合は、コンソーシアム協定書の写し
・法人については、決算書（直近２期分/事業報告書・貸借対照表・損益計算書等）並びに定款及び商業登記法第 10 条に規定する登記事項証明書
・法人については、会社案内等のパンフレット
・補助対象経費の中に補助対象者の自社又は資本関係にある会社からの調達分（設計、工事含む）がある場合、調達品の原価（製造原価又は工事原価）算出書類
・当該事業計画に関する総合計画や新エネルギー導入計画等（該当部分を抜粋すること）
・当該事業計画に関する特許、実用新案等を取得または出願している場合はその写し
・事業計画の実施に必要な機器、装置等の一覧表、パンフレット（写し可）
・事業計画の実施に必要な機器、装置等の参考見積結果一覧及びその見積書
（参考見積は、３者以上とし一覧に整理すること。１者の場合は、随意契約理由を添付すること。）
・国費と併用して事業を実施する場合は、国庫補助に係る内示通知書等の補助額が分かる文書
・交付決定前に事業の着手（発注・契約）をする場合は、指令前着手届（記載例を参照すること）
・その他事業計画に関して参考となる書類
以下(c)(d)の事業者のみ
・市町村の計画等との整合性についての確認書（別記第２号様式）

（2）応募にあたっての留意事項

①　事業計画書の作成について
・提案書類は全て A4・両面印刷（カラー印刷）とし、事業計画書は本公募による様式を使用してください。
・本公募は、GX 推進課ホームページに掲載していますので、次の URL をご参照ください。
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/gxs/setsubidounyuu.html
・必要書類に不備がある場合は、受理できないことや審査対象とならないことがありますのでご注意ください。

②　コンソーシアムの協定について
コンソーシアム構成員は、事業計画書の提出にあたり、事業運営や役割分担、機械装置等の購入・管理、事業運営などについて、構成員と十分な合意を図っておく必要があります。

③　その他
事業計画の策定にあたっては、「４．交付申請、事業の実施、実績報告」に掲げる取扱い等についてもご留意願います。
事業計画書については、市町村の計画等との整合性や、将来的な地域の課題解決等への寄与等を確認します。法人事業者等は関係市町村と十分な合意を図り、市町村長の確認書を提出します。市町村が確認・審査を行う期間も必要となるため、担当部署の確認や計画との整合など、計画策定には十分ご留意ください。

（3）提出方法

①電子メール及び②持参又は郵送により１部を提出してください。

①電子メール
次の宛先まで電子メールに提出書類のデータを添付して提出してください。（データ容量が大きい場合は、複数に分けて送信してください。）

北海道経済部 GX 推進局 GX 推進課 新エネルギー係
メールアドレス：gx.suishin@pref.hokkaido.lg.jp
※件名は「【申請者名】令和８年度新エネルギー設備導入支援事業費補助金　事業計画書」としてください。

②持参又は郵送
次の提出先まで、持参又は郵送により正本１部を提出してください。
北海道経済部 GX 推進局 GX 推進課 新エネルギー係
〒060-8588 北海道札幌市中央区北３条西６丁目
※　（２）に掲げる提出書類のうち、「定款及び商業登記法第 10 条に規定する登記事項証明書」は、原本で提出してください。

（４）応募受付期間
令和８年（2026 年）７月 29 日（水）～令和８年（2026 年）８月 28 日（金）まで
受付時間　　9:00～12:00、13:00～17:00／月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
※期日までに必要な項目・様式を満たしたものを提出してください。
（提出日に項目・様式を満たしていなかった場合には受理できないことや審査対象とならないことがありますので、ご注意ください。）

（５）事業計画書の問い合わせ先
北海道 経済部 GX 推進局 GX 推進課 新エネルギー係
〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目　電話：011-204-5319

３．審査
（１）審査方法
事業計画の認定は、公募要件に合致する提案を対象に、（２）の審査基準に基づき有識者から意見を聴取します。聴取した意見を踏まえて審査を行い、事業として適当と認められるものを予算の範囲内で認定します。
なお、事業計画の認定にあたっては、内容等に関し意見を付すことがあります。
※　事業計画内容については、事業者からは事業計画に基づき、地域活性化に係る事業の概要やエネルギー削減数値などを説明（プレゼンテーション）していただく場合もあります。
①審査結果の通知
審査結果は、認定、不認定のいずれの場合も通知します。
②事業計画の公表
認定した事業計画は、道のホームページなどで公表します。
併せて、事業計画の認定を受けた事業者は、事業計画の内容を、交付申請を行う日までに事業者のホームページで公表してください。

（２）審査基準
事業計画書は、以下に示す審査基準に基づき総合的に審査します。
①当該地域の総合計画や新エネルギー導入計画等との整合性が認められるものであること
②地域特性を十分に活かした効果的な新エネルギーの導入であること。また、エネルギーの利用効率を向上させるなど、新エネルギー設備の導入効果を増大させる省エネルギー設備の導入であること
③事業の実現性や持続性・継続性が認められるものであること

④地域の連携体制が図られ、事業の実施体制が適切なものであること
⑤地域経済の活性化効果が高いと見込まれること。なお、補助対象者が法人事業者や法人コンソーシアムである場合は、確認書の内容を基に公共性についても有識者から意見を聴取するものとする。
⑥道内への波及効果が高いものであること
⑦エネルギー地産地消事業化モデル支援事業及びエネルギー地産地消事業化モデル支援事業（非常時対応型モデル）の成果の横展開を図る事業については、その成果を地域において横展開するものであること

4．交付申請、事業の実施、実績報告

（1）交付申請

事業計画の認定を受けた場合は、別に通知する期日までに交付申請書を提出し、知事の交付決定を受けることになります。

なお、補助金等交付申請書（別記第３号様式）には、次の書類を添付し提出していただきます。

① 事業計画書（別記第４号様式）
② 事業計画書（別記第５号様式）
③ 補助金等交付申請額算出調書（別記第６号様式）
④ 経費の配分調書（別記第７号様式）
⑤ 事業予算書（別記第８号様式）
⑥ 資金収支計画書（別記第９号様式）　（申請者が市町村である場合を除く）
⑦ 補助金返還計画書（別記第 10 号様式）※該当する場合
⑧ 導入する設備の仕様、設備から得られる発電量や熱量と需要の根拠等に係る書類（任意様式）
⑨ その他、知事が別に指示する書類

（2）事業の実施

① 事業期間

事業は、原則として交付決定後に開始し、令和９年（2027 年）３月 31 日までに完了するようにしてください。

※交付決定前に着手（発注・契約）をする場合は、指令前着手届を提出すること。

② 補助対象経費の執行

補助対象経費の執行にあたっては、次の事項に留意してください。

ア　施設整備、機器、機械装置の導入及び消耗品の購入などの契約事務については、市町村財務規則、コンソーシアム構成員の市町村財務規則等に準じた取扱いにより行ってください。また、事業実施期間内に使用しなかった消耗品等については、補助対象外となります。

イ　発注にあたっては、３者以上の見積書を取ってください。３者以上の見積もりを取ることが困難な場合は、その理由を整理し記録を残してください。

ウ　報償費を対象とする場合については、補助金の交付決定を受けた後、次により処理してください。

- 専門家の指導などを受ける場合は、委嘱状（依頼状）を作成し、専門家の承諾を受けてください。
- 指導などを受けた際は、会議録や指導記録（日時、出席者、事業内容、指導事項等を記載）を作成してください。
- 謝金及び旅費については、必ず源泉徴収を行い、所轄税務署への納付は、補助事業者において対応することとし、証拠書類を保管してください。

エ　旅費については、旅費明細書、利用明細が明記された領収書等を保管してください。

オ　報償費、旅費等は、市町村等の規定を準用するなど合理的な根拠に基づいて支払い額を算出してください。

なお、それ以外の経費についても、社会通念上妥当と認められる根拠に基づいて支払い額を算出してください。

カ　賃金については、一時雇用とし、作業時間と作業内容を記した「作業日報」を作成してください。

キ　パンフレット等を作成する場合については、配布先及び配布部数を整理した資料を作成してください（補助事業期間内に配付されなかった分については補助対象外となります）。

ク　切手、封筒、コピー用紙などをまとめ買いする場合は、受払簿を作成し、使用状況を記録してください。（補助事業期間内に使用されなかった分については補助対象外となります。）

ケ　日常的な発注、支払、帳簿等の経理業務については、コンソーシアム代表者等に一任することは差し支えありませんが、重要な決定を行う場合（予算編成・更正や交付申請などの道への申請や届出、決算を行おうとする場合など）には、構成員の過半数が出席した会議を開催し、その議事録を作成してください。

コ　補助事業に係る収支については、事業専用の帳簿や預金通帳及びその証拠書類を備え、整理してください。帳簿類において収支等の確認ができなかった場合については、補助対象外となりますのでご注意ください。コンソーシアムの場合は、コンソーシアム名義の預金口座を設けてください。

また、上記帳簿類については、事業の完了日の属する年度の翌年度から５年間保存する必要があります。

サ　補助事業に係る経費の支払いにあたっては、あらかじめ、見積書、注文書（控え又は写し）、契約書又は注文請書、納品書、検収書、請求書、領収書（銀行振込の場合は、銀行発行の口座振込通知書等）を作成又は取得してください。

シ　伝票類は、経費の区分毎に整理し、帳簿と突き合わせられるように整理してください。

ス　補助対象経費の支出については、法令や契約に基づき、適正な支出を行ってください。

③　補助対象経費の支払い方法

ア　手形の裏書譲渡による支払い、事業計画以外の取引との混合払いは認められません。

イ　銀行振込による場合は、振込手数料は補助事業者の負担とし、補助対象外経費となります。

なお、契約金額から振込手数料を差し引いて振り込む場合は、差し引き後の金額が補助対象経費となりますので留意してください。

④　その他

補助事業に係る建設工事が完了したときは、工事完成届（別記第 17 号様式）を提出してください。

（3）実績報告書

事業が完了した場合は、事業の完了の日から３０日以内又は令和９年（2027 年）４月 10 日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（別記第 18 号様式）に次の書類を添付し提出していただきます。

①　事業実績書（別記第４号様式）
②　事業実績書（別記第５号様式）
③　経費の配分調書（別記第７号様式）
④　補助金等精算書（別記第 19 号様式）
⑤　事業精算書（別記第 20 号様式）
⑥　導入する設備の仕様、設備から得られる発電量や熱量と需要の根拠等に係る書類（任意様式）
⑦　交付要綱第 19 条第３項に規定する処分制限財産の台帳の写し

⑧　その他知事が別に指示する書類

（4）補助金の支払い

補助金は、実績額に応じて交付決定額の範囲内の金額で支払います。

実績報告書を提出した後、道が調査を行い、支払うべき補助金額を確定した上で、口座振替により支払います。

（5）事業の報告及び公表

事業者は、補助金の交付を受けた事業報告について、事業者のホームページ及び広報誌等で公表してください。

（6）事業完了後の留意事項

① 補助金の対象となる経費に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、事業の完了日の属する年度の翌年度から５年間、要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。ただし、本事業により取得、又は効用を増加させた財産（取得価格及び効用の増加価格が５０万円未満のものは除く。）がある場合で処分制限期間が５年を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しておかなければなりません。

② 補助事業完了年度の翌年度から５年間、毎会計年度終了後３０日以内に、過去１年間の事業の実施状況として、事業計画に基づくエネルギーの削減状況や地域への波及効果などについて、「別記第 23 号様式」により報告しなければなりません。

また、補助事業に基づく発明、考案等に関して産業財産権（特許、実用新案登録、意匠登録、著作権等）を取得した場合、及び補助事業実施による本年度の収益等の有無について報告しなければなりません。

③ 補助金事業により取得し、又は効用を増加させた財産（取得価格及び効用の増加価格が単価 50 万円未満のものを除く。）を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数（当該耐用年数が 10 年を超える場合は 10 年）を経過した場合は、この限りでありません。

④ 補助事業に基づく成果の供与等により収益が生じたと認められるときには、その収益の全部又は一部に相当する額を道に納付していただく場合があります。

⑤ 売電を目的とした事業の場合、売電収入を得た翌々年度から毎年度、売電収入より得た収入の１／２に相当する額を道に納付していただきます。納付額等に関しては、作成いただく補助金返還計画書（別記第 10 号様式）に基づきます。但し自然災害その他補助事業者の責に帰さない事由により売電収入が見込めなくなった又は減少した場合等、返還計画に変更が必要な場合は、補助金返還の変更計画書（別記第 24 号様式）により速やかにご報告ください。

⑥ ④、⑤の道に納付する額は、補助金の確定額を超えない範囲に限ります。

⑦ コンソーシアム事業者は、納税義務を負うこととなります。導入した設備は固定資産税の対象となりますので、所在市町村にご確認願います。

⑧ 補助事業終了後、消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額が確定した場合には、「別記第 22 号様式」によりその金額を報告していただきます。金額が明らかでない場合またはない場合であっても、その状況等についてご報告ください。

⑨ 補助事業において、補助対象経費の中に補助対象者の自社又は資本関係にある会社からの調達分がある場合、利益等排除の対象とし、調達品の原価をもって補助対象経費とします。

5. Q&A

Q１　新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入とは、具体的にどのようなものが該当しますか。

Ａ１　本補助事業は、地域に賦存する新エネルギー資源を活用して、エネルギー地産地消の取組を加速し、「ゼロカーボン北海道」の実現につなげていくことを目的としています。

　このことから、省エネルギー設備の導入は、新エネルギー設備の導入効果を増大するものを対象とし、例えば、

- 新エネルギー設備で生産された電力や熱を省エネルギー設備で使用する
- 市町村の計画などで指定する地区において、新エネルギー設備と省エネルギー設備を設置することで、化石燃料由来の電力や熱の使用量を削減し、当該地区におけるエネルギー消費全体に対する新エネルギーの使用割合を高める

といったものを想定しています。

　ただし、木質バイオマスボイラーとＬＥＤ照明を合わせて導入する場合など、省エネ設備の導入が新エネ設備の導入効果の増大に直接つながらないものは対象外です。

Q２　町内の農協関係施設にバイオガスプラントを敷設し、そこで精製されたガスを輸送して町内の公民館に新たに設置する高効率給湯器で使用するなど、新エネルギー設備と省エネルギー設備の導入先を別々の施設とした場合、省エネルギー設備も補助対象となりますか。

**　また、小売業者に売電する目的で商店街の空き地に太陽光発電を設置するとともに、商店街の街灯をＬＥＤ化する場合、ＬＥＤは補助対象となりますか。**

Ａ２　新エネ設備と省エネ設備の導入先が別々の施設となる場合であっても、導入する新エネルギー設備の導入効果を増大するものであれば対象となり得ます。

　例えば、

- 導入する新エネルギー設備で生産されたエネルギーを使用する
- 市町村において脱炭素化や新エネルギー導入に関する計画を策定しており、その計画の中で、新エネルギーの導入と省エネルギーの取組を促進することが位置づけられている区域内で、新エネルギー設備と省エネルギー設備を導入する

などが想定されますが、様々なケースが考えられますので、当課まで問い合わせ願います。

Q３　FIT/FIP 制度による売電を目的とした事業の場合は、売電収入の１／２に相当する額を返還することとなっているが、売電事業が赤字の場合でも返還が必要ですか。

Ａ３　収支の状況を問わず、返還が必要となります。

　ただし、自然災害その他補助事業者の責に帰さない事由により売電収入が見込めなくなった又は減少した場合などは、この限りではありません。この場合、補助金返還の変更計画書（別記第 24 号様式）の提出が必要となります。

Q４　新エネルギー設備単体の導入は補助対象となりますか。それとも、新エネルギー設備と省エネルギーの両方を導入しないと補助対象とならないのですか。

Ａ４　新エネルギー設備単体の導入についても補助対象となります。なお、省エネルギー設備単体の導入は補助対象外です。

Ｑ５　既存の新エネルギー設備の効果を増大する省エネルギー設備単体の導入は補助対象となりますか。

Ａ５　本補助金の対象は、

①新エネルギー設備単体の導入

②新エネルギー設備の導入と、合わせて行う省エネルギー設備の導入

のいずれかを対象としています。

このことから、既に新エネルギー設備を導入している施設等に省エネルギー設備を導入する事業は対象外です。

Ｑ６　法人事業者（民間）の新エネルギー設備導入支援事業について、市町村の脱炭素や新エネルギーに関する計画の内容に沿っていることは、市町村の計画書等との整合を記載することで、補助対象と認められますか。

Ａ６　本補助金の交付対象は、市町村の新エネルギー等に関する計画と整合性がとれていることを、関係市町村長が確認し、「市町村の計画等との整合性についての確認書」（別記第２号様式）の提出があったものに限ります。

道では、提出のあった「確認書」について、市町村に内容確認を行います。また、事業認定に際して開催する有識者会議において、新エネルギー設備導入による地域への波及効果や貢献度合い、事業の公共性等について審査を行います。

Ｑ７　設備導入支援事業について、自社あるいはグループ会社に設備や工事を発注することとなった場合、事業計画書（別記第１号様式）において、製造原価・工事原価の算出書類を添付書類（7）として求めており、原価をもって補助対象経費とすると読み取れるが、発注するものの独自性が高く、結果としての設備費や工事費の原価の算出が困難である場合には、どのように考えれば良いのですか。

Ａ７　補助対象の発注にあたっては、３者以上の見積もりを取っていただくことを原則としており、自社あるいはグループ会社への発注経費については、**利益等排除の考え方から、**調達品の原価を充当することとしています。原価の計算や算出が困難な場合は下記方法にて算出してください。

１．自社あるいは 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

自社の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する総利益の割合をもって、市場流通価格から利益相当額の排除を行います。（売上総利益率がマイナスの場合は利益相当額を０とします）

２．補助対象者との持ち株比率が 20%以上 100%未満の法人から調達の場合

調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合をもって、取引価格から利益相当額の排除を行います。（営業利益率がマイナスの場合は利益相当額を０とします）

この判定にあたっては、根拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。書類の提示がない場合は、利益等排除以外も補助対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

Ｑ８　地域に貢献する民間事業者の取組とは、具体的にどのような取組を想定していますか。

Ａ８　地域に貢献する新エネルギーの取組として、具体的には

①オンサイト PPA モデルによる公共施設への電力供給

②オフサイト PPA モデルによる農地での発電事業

③新エネ VPP による地域の電力マネジメント（新電力事業）

④工業団地等における複数工場等への新エネボイラー導入

といった取組を想定しております。

また、地域のレジリエンスを強化する新エネルギーの設備導入の場合、併せて導入する蓄電池も補助対象にすることも可能となります。

Ｑ９　民間事業者が主体となる取組については、新エネルギーの設備導入に加えて、設計委託業務も補助の対象となりますか。

Ａ９　民間事業者の設計業務は、設備導入と同時並行で進行させる事例が多く、設計と設備導入業務とを、年度を分けて取り組むことが少ないことから、設備導入と設計とを一体的にとらえた補助事業として再編したところです。

一方、市町村及び市町村コンソーシアムの新エネルギー設備導入に関する設計業務は、設備導入の前年度かその前に取り組まれることが多いことから、従来と同様に設備導入と設計支援とを個別の事業として支援することとしており、本事業の対象経費とは認められません。

地域に貢献する新エネルギーの取組として、具体的には

①オンサイト PPA モデルによる公共施設への電力供給

②オフサイト PPA モデルによる農地での発電事業

③新エネ VPP による地域の電力マネジメント（新電力事業）

④工業団地等における複数工場等への新エネボイラー導入

といった取組を想定しております。

また、地域のレジリエンスを強化する新エネルギーの設備導入の場合、併せて導入する蓄電池も補助対象にすることも可能です。

Ｑ１０　事業計画書などでの提出と受理の違いは何ですか。

Ａ１０　「受理」とは、事業計画書の書式及び添付物などの必要な条件を満たしていることが認められたことをさします。複数の書類提出を求められている場合、不足物がある場合は「受理」となりません。また、記入を求めている項目が空欄のままだったり、証憑書類の添付が漏れているまま提出された場合についても「受理」とはなりませんので、ご注意ください。

事業計画の審査を複数回実施する場合、受理日によって審査のタイミングが大きく異なる場合があります。要件を満たさない状態では「受理」されませんので、早めの準備をされますようお願いいたします。